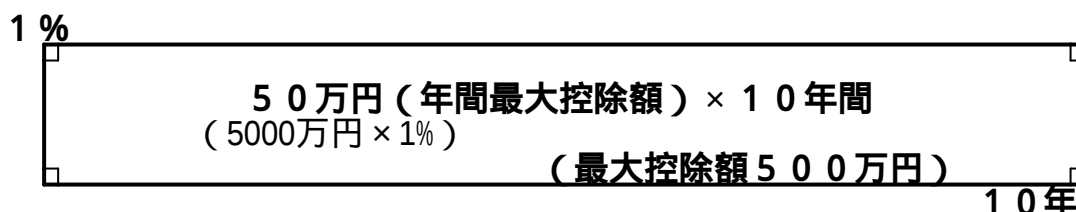


住宅ローン減税制度の概要

(所得税)

(1) 制度の概要

金融機関等から返済期間10年以上の住宅ローンを受けて住宅の新築・取得又は増改築等をした場合に、居住の年から10年間、住宅ローン残高の1%を税額から控除する。



(2) 対象となる住宅の取得・増改築等：

- 住宅の取得
- イ 新築住宅：床面積50㎡以上であること
 - ロ 中古住宅：床面積50㎡以上であること
 - ・木造住宅...建築後20年以内
 - ・マンション等...建築後25年以内
 - ハ 工事完了又は住宅の取得から6か月以内に居住すること 等
- 住宅の増改築
- ・工事費用が100万円を超えること
 - ・増改築後の床面積が50㎡以上であること
 - ・増改築の日から6か月以内に居住すること 等

対象となる増改築等
 増築、改築、大規模の修繕又は模様替
 マンションの専有部分の床、階段等について行う修繕又は模様替
 居室、調理室等の床又は壁について行う修繕又は模様替
 耐震改修工事

(3) 控除対象借入限度額：5000万円(対象ローン金額に上限はなし)

(4) 所得要件：3000万円以下

(5) 適用期間：平成13年7月1日から平成15年12月31日までの
 入居者に適用

(6) 譲渡損失の繰越控除との併用可

住宅ローン減税におけるリフォーム工事の取扱い

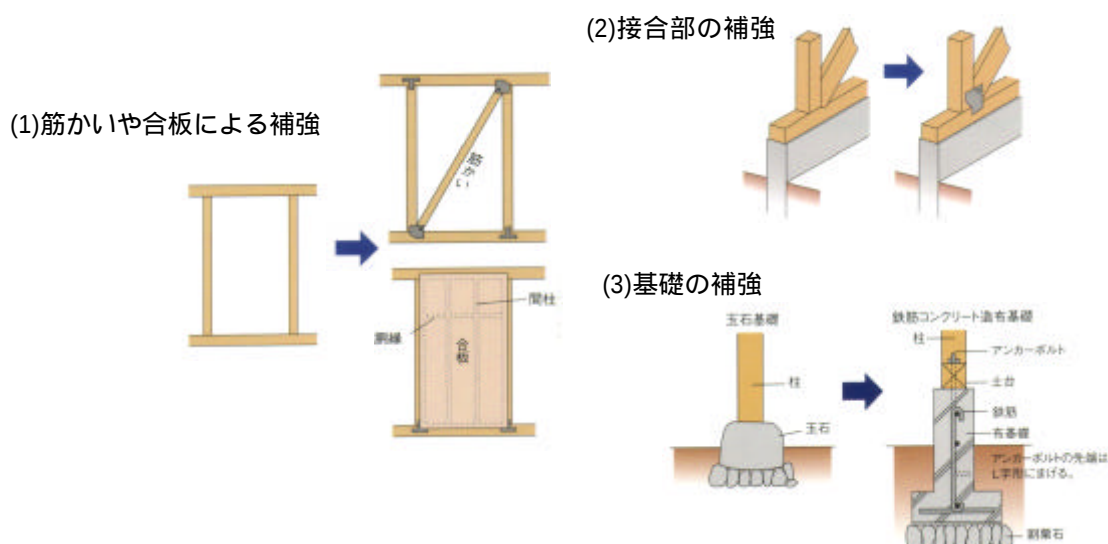
住宅ローン減税制度の対象工事

増築、改築、大規模の模様替又は大規模の修繕

マンションの専有部分の床、階段等について行う修繕又は模様替

家屋のうち居室、調理室等の床又は壁の過半について行う修繕又は模様替
耐震改修工事

～ に該当しない耐震改修工事の例



住宅ローン減税制度を受けるために必要な書類

建築基準法に規定する確認済証又は検査済証

or

「建築基準法の耐震関係規定に適合していること」又は「耐震改修促進法の耐震診断基準に照らして地震に対して安全な構造であることが確かめられること」についての建築士の証明